

(無題)

H19年12月現在で、領収書を添付するよう義務づけている都道府県・政令市は以下の16道府県・12政令市です(全国オンブズ調査)(条例・規則で決まったもの)。

領収書 全領収書添付義務付けは6府県・4市

- ・岩手県 (H15年5月から)
- ・宮城県 (H16年4月から)
- ・新潟県 (H19年5月から)
- ・長野県 (H15年5月から)
- ・鳥取県 (平成16年4月分から)
- ・大阪府 (平成19年10月から)

- ・新潟市 平成19年5月～
- ・浜松市 平成13年4月～
- ・静岡市 平成15年4月から
- ・神戸市 平成19年7月以降支出分

領収書 条件付き添付義務付けは10道府県・8市

- ・北海道 (H18年4月から、1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く)
- ・滋賀県 (H18年4月から、1件1万円以上の領収書)
- ・秋田県 (H19年5月から、1件5万円以上)
- ・三重県 (H19年5月から、1件1万円以上)
- ・京都府 (H13年4月から、1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く)
- ・兵庫県 (H19年6月から、1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く)
- ・和歌山県 (H17年度分から 1件5万円以上 事務所費・事務費・人件費を除く)
- ・島根県 (H19年5月から、1件3万円以上の領収書)
- ・山口県 (H18年4月から、1件5万円以上領収書)
- ・高知県 (H13年4月から 食糧費 (1件1人につき5千円以上)、委託料 (1件10万円以上)

)

- ・札幌市 (H17年4月から 1件5万円以上 (人件費を除く) H20年度から領収書全部公開)
- ・さいたま市 (H16年7月から 1件5万円以上添付 (人件費を除く))
- ・川崎市 (H19年5月から、1件5万円以上)
- ・京都市 (H17年4月から 5万円以上 (人件費、事務所費除く))
- ・大阪市 (H18年4月から 1件5万円以上添付)
- ・広島市 (H18年4月から 1件5万円以上添付 (事務所費と人件費除く))
- ・福岡市 (H16年4月から 議員交付分のみ、1件5万円以上添付、H18年4月から 議員交付分・会派交付分ともに1件5万円以上添付)
- ・北九州市 (H19年4月から、1件5万円以上)

(無題)

今後領収書添付義務づけを条例化したのは、以下の6府県2市です。

- ・福島県 平成20年4月～ 全領収書添付義務づけ
- ・静岡県 平成20年4月～ 全領収書添付義務づけ
- ・京都府 平成20年4月～ 全領収書添付義務づけ
- ・広島県 平成20年4月～ 全領収書添付義務づけ
- ・大分県 平成20年4月～ 全領収書添付義務づけ
- ・宮崎県 平成20年4月～ 全領収書添付義務づけ
  
- ・千葉市 平成20年4月～ 全領収書添付義務づけ
- ・堺市 平成20年4月～ 全領収書添付義務づけ

まだ領収書添付義務づけを決めていないのは、26都府県と、3政令市です。